

おお いし まこと  
大 石 真

学位の種類 法 学 博 士  
学位記番号 法 第 29 号  
学位授与年月日 昭和 61 年 10 月 22 日  
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

学位論文題目 議院自律権の構造

論文審査委員 (主査)

教授 小 嶋 和 司 教授 藤 田 宙 靖  
助教授 森 田 寛 二

## 論 文 内 容 の 要 旨

### 1. 本論文の構成は、以下のごとくである。

はじめに——学説概観と問題点

序章 議院自律権の概念

第一節 イギリスの「議会特権」伝統

第二節 フランスの「議院独立」理論

第一章 フランス議会法の伝統

第一節 「絶対議院制」

第二節 伝統的議院自律権

第三節 「議院行為」の理論——裁判所との関係

第二章 フランス議会法の現在

第一節 「合理化された議院制」

第二節 制限的議院自律権

第三節 「議院行為」理論の修正

第三章 日本議会法上の自律権問題

## 第一節 議院法伝統の形成

### 第二節 日本国憲法下の諸問題

#### おわりに—議会法の視点

2. 議院の議事運営について、裁判所はその点にかかる事実を審査して有効、無効の判断をなしえないというのが判例であるが、これに対して批判がないではない。法律の内容的合憲性審査ができるのに、議事運営について合憲性審査をなしえないとするのは理に反するとか、明白な違憲の場合にはこれをなしうるとの見解がそれである。本論文は、この批判的見解の問題点を指摘した後、議院自律権についての考え方が問題の考察・処理の根底にあるとし、議院自律権の性格・機能が包括的に再検討される必要のあることを説く。

議院の自律権は、イギリスでは「議会特権」の伝統によって理解され、フランスでは「議会独立」の理論によって根拠づけられるが、本論文は、日本法の理解にとって参考とすべきは、「中世的『憲法』構造を前提とする」イギリス的「特権」思想ではなく、フランス的思考であるとして（序章）、フランスの議会法に詳細な検討がくわえられる。

フランス議会法の伝統は、第三共和制時代、カレ・ド・マルベールのいう「絶対議院制」の時期に完成され、それが第四共和制時代にも継承された。本論文は、それをまず議員資格審査権、議院管理機関、議院規則制定権、議院規則上の諸制度（議員懲罰制度、常任委員会制度、議事日程の決定）、議員予算などの問題について紹介し、いずれも議院が独立的に決定し、他律的統制が排除されたこと、特に議院規則については、「憲法にあらかじめ規定されなかった事項についてはすべて、各議院はその規則に関し主権的である」とされて、議院規則の所管事項たる議院手続準則は、法律によっても規律されえないものであったこと等々が詳細に論じられる（第一章第二節）。続いて、「議院または議院管理機関の諸行為」に対する裁判審査の問題が取り上げられ、それがいわゆる「議院行為」の理論によって否定されていたことが議院自律権との関連で検討される（同第三節）。

しかし、このような「絶対議院制」的議院自律権は「合理化された議院制」の名のもとに、第五共和制憲法典によって「著しい制限」をみた。その制限は、組織自律権の縮小（議員資格審査権の否定、議院管理機関についての規律）、議院規則制定権のオルドナンスによる制約と憲法院による審査に大きく表われていること、伝統的な懲罰制度、委員会制度、議事日程、議院予算の制度も変更されたこと、裁判審査の点についても、「議院行為」の理論に修正が施されたこと、議員運営オルドナンスの改正によってその修正「議院行為」理論にさらに限定が加えられたこと等々を、本論文提出者は丹念に分析する（第二章）。

3. 「比較議会法の視点」からみて両議院に最小限の自由しかみとめなかったのは明治憲法下の日本である。ここでは、議院規則制定権が憲法典のみならず法律形式の「議院法」にも拘束されるものとされ、「議院法」が多くのことを規定したからである。

その起草にあたった井上毅には「議院内部自治ノ権」という考え方があったが、それは、憲法起草の過程で斥けられた。この顛末、「議院法」が如何に構想されたか、議院会計の制度や議院規則がどのような論議の中に制定されたかを、本論文は明らかにするとともに（第三章第一節一～四）、帝国議会における「法と慣行」についても紹介する（同五）。

4. 「議院法」的伝統をもつ日本国に新しい憲法典が採択されたが、それは、議院規則制定権の法律による拘束についての定めをふくんでいない。にもかかわらず、「議院法」にかわるものとして国会法が制定された。本論文は、この国会法をめぐる諸問題を、憲法制定過程、国会法制定の過程において検証し（同第二節一～三）、さらに現行制度における議院自律権問題を、議院規則制定権や議院予算の問題について取り上げ（同四）、最後に裁判所と議院自律権との関係について論ずる（同五）。

以上が、本論文の概要である。

## 論文審査結果の要旨

本論文は、第三・第四共和制フランス、第五共和制フランス、明治憲法下の日本、現行憲法下の日本における「議会自律権観念」の類型化を試みているが、その諸成果は、議会法についての従来の研究に浅い一步を加えたにとどまるものではなく、今後、議院自律権問題および関連諸問題の考察は本論文を出発点とせざるをえないというべきほどの拡がりをもつもの、となっている。

すなわち、まず、第三・第四共和制フランスにおける議院自律権問題が、本論文ほどに網羅的に、深く詳細に紹介されたことは従来なく、それだけでも学問的貢献として高く評価しうるものである。

第五共和制フランスの諸制度の紹介についても、同様のことをいいうるが、ここでは、制度の成立事情や成立経過についての探究もなされ、その論述は強い説得力を有するものとなっている。

明治憲法下の「議院法」制定過程については、第一次資料にあたって、多くの新事実を発掘しているし、明治議院規則の制定過程については、学界未知の分野に初めて鋏を入れ、それを明らかにしたという意義をもつものと評価される。

議院自律権関係の現行憲法条文の制定過程についても、本論文は広く資料を求め、限られた範囲にしか知られていなかった事実を発掘し、新しく鋭利な解明をなしている。

本論文は、このように多くの点において従来の日本の学問水準を凌駕していると考えられるが、本論文になお要求されるべきものもなくはない。本論文は、諸体制下の「議院自律権観念」を類型化し、その比較法的位置づけを明らかにすることを試みる一方で、このような比較法的研究の成果を利用しつつ、現行日本法上の議院自律権問題について若干の解釈論を展開するが、その場合、比較法的研究と現行日本法解釈論とがどのようなつながりをもつかについては、必ずしも明確にされていない。すなわち、両者の関係についての方法論的整理が本論文提出者においてどのように行われているかということは、本論文の叙述をみる限りでは明らかではないのである。が、これは今後の課題とされているとみることができ、それをもって本論文の学問的価値を否定することはできない。

本論文の目的は、「議院自律権観念」の比較法的研究にあるが、そこに示された該博な知識と周到で適確な分析・検討は、本論文に高い学問的価値を与えており、学界に対し多大の寄与をなすものと認められる。

なお、別紙の学力確認要旨に記載したように、本論文提出者は、東北大学大学院博士課程を経て学位を授与される者と同等以上の学力があると認められる。

以上によって、本論文提出者は法学博士の学位を授与されるに値するものと認める。